

その他

延長

法人税率が軽減されます。

現行制度	平成23年4月1日以後開始事業年度
普通法人・・・30% 中小法人・・・所得800万円超 30% 所得800万円以下 18% (本則22%)	普通法人・・・25.5% 中小法人・・・所得800万円超25.5% 所得800万円以下15% (本則19%) (15%は26年3月31日までに開始する事業年度まで)

注: 中小法人とは、各事業年度終了時の資本金の額等が1億円以下である法人

延長

一定要件を満たす住宅用建物に対する登録免許税の軽減。

現行制度(平成23年3月31日まで)	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
・所有権保存登記・・・1.5/1000(本則4/1000) ・所有権移転登記・・・3/1000(本則20/1000) ・抵当権の設定登記・・・1/1000(本則4/1000)	現行のまま2年間延長

延長

不動産売買契約書及び工事請負契約書に対する印紙税の軽減。

現行制度(平成23年3月31日まで)	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
不動産売買契約書及び工事請負契約書については印紙税が軽減されています。	現行のまま2年間延長